

お客さま各位

朝日信用金庫

一定金額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の実施に伴う預金規定類の改定について

当金庫は、預金残高が1万円未満の口座について、印鑑レスによる解約手続きの取扱を開始するとともに、併せて預金規定類を下記のとおり改定します。なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定日

2020年12月15日

2. 今回改定する預金規定類

普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、外貨普通預金規定

3. 主な改定事項

- 1) 口座解約時における手続きの明確化
- 2) 口座解約時における運転免許証などの本人確認資料を提示依頼することの明確化
- 3) 個人・個人事業主であるお客さまに限り、当金庫が認めたとき印鑑レスによる解約手続きができること

4. 普通預金規定の新旧対象表は、以下のとおりです。

貯蓄預金規定、納税準備預金規定、外貨普通預金規定についても、同様に改定を行います。

朝日信用金庫 普通預金規定(現行)	朝日信用金庫 普通預金規定(改定)
<p>13. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</u>なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>13. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証)してこの通帳とともに当店に提出してください。</u>なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。</p> <p>(2) <u>前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p>

※改定後の「普通預金規定」・「貯蓄預金規定」・「納税準備預金規定」・「外貨普通預金規定」は、朝日信用金庫のウェブサイトをご覧ください。

以上